

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABCD)
B

第1. Xの供述調書(以下、「本件調書」)は、刑事訴訟法(以下、略)319条1項により、証拠能力が否定される。

1. 任意に述べたものでない限り、自由(319条1項より、自由法則)。自由とは、自己の犯罪事実の全部又は主要部分も肯定する被告人の供述である。 ※1

319条1項は、任意性に疑いのある自由には、虚偽のおそれがあり、そのまま証拠として採用すれば、誤判の危険がある。また、たとえその内容が真実であっても、供述の自由を中心とする被告人の権利を侵害するものであることをその趣旨とする。

10. したがって、任意性に疑いがあるかどうかは、①虚偽の自由を誘発するおそれがあるような状況の有無及び②供述の自由を侵害する状況の有無を判断すべきである。また、任意性に疑いのある事情が存在しても、自由意思により自由をする場合もあるため、任意性に疑いのある事情と自由の間に因果関係が必要である。

15. 2. 本件調書の内容は、Xが自身を被疑者である賭博事件の犯罪事実を全面的に肯定する自由供述である。

20. 本件賭博事件の犯人の1人がXであると警察官Pに対して供述したAは、Xの遊び仲間であり先輩にあたる人物である。Aは、既に恐喝の嫌疑がかけられており、さらに自己に関与した賭博についても嫌疑が及ぶことを避け、恐喝について有利な立場を得ることを企図した。そこでXに対する自己の地位を利用し、Xを賭博の身代わり犯人とした。Xにとって、Aは先輩であり、かつ恐喝の嫌疑が警察に取り調べを及ぼすような威圧的な人物に従わなければ、自身に危険が及ぶことは、Bの助言もあり、認識していた。また、Aからは、有罪となり罰金刑となつた場合、その支払いはAが肩代わりすることを提案された。したがって、Xには、自己に関与している賭博事件の犯人が自身であるという虚偽の自由が誘発されるような状況が存在した。

また、Xを取り調べたPは、Aが提供した情報に基づいて作成した図表を示し

※1
自由の定義に記載されている
内容が非常に少ないから、
この点はずべて
良いです。

※2
①と②の判断は
どうしてしょうか
(総合判断で
おいてあげて?)

※3
事実どうも誤解
でいると思います。

なから、Xを取り調べた。このような態様の取調べは、客観的に供述者の知覚・記憶・叙述を歪めるような取調べであり、Xの供述の自由を侵害するものである。

Xは、予めAから指示された通りの供述を行ったのであるが、Aの身代わり役人の依頼とXの自由供述の間に因果関係が認められる。

3. したがって、本件調書の内容たるXの供述は、「任意によつたものではない疑ひのある自由」(319条1項)にあり、よって、本件調書に証拠能力は認められない。

以上

※4 供述自由侵害
この点を違法とするのは
新しいおりに思いつく
侵害を認めるのであれば
もう少し説明が必要

※5
信用はどうしてよいか